

「株主リスト」が登記の添付書面となります

平成28年10月1日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請に当たっては、添付書面として、「株主リスト」(※)が必要となる場合があります。

(※ 投資法人・特定目的会社については、「社員等のリスト」)

株主リストの添付が必要となる場合

登記すべき事項につき、株主総会の決議(種類株主総会の決議)等を要する場合

株主リストの内容

例えば、登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には



- 議決権数上位10名の株主
 - 議決権数割合が2/3に達するまでの株主
- ……いずれか少ない方の株主について、その氏名等を記載することが必要です。

施行日

平成28年10月1日

施行日前に、株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記の申請をするときは、株主リストの添付が必要です。

詳細は法務省ホームページへ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html

株主リストの書式例及び記載例を公開中です。